

港区ではエレベーターに 戸開走行保護装置を設置する 改修工事に助成金が出ます!



戸開走行保護装置とは…

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置で、乗客の挟まれ及び転落を防止します

平成21年(2009年)9月以降に設置されたエレベーターには設置が義務付けられています

助成対象建築物と助成率(令和5年4月1日から下線部が拡充されました!)

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備考
	戸開走行保護装置 (必須)	地震時等管制 運転装置※1	耐震対策※1	
①マンション※2	100% (最大300万円)	<u>3分の2</u> (<u>上限額なし</u>)	<u>3分の2</u> (<u>上限額なし</u>)	最大助成額は エレベーター改修工事費 総額の3分の2です
	住宅の用途に供する部分の床面積が 建物の延べ面積の3分の2を超える共同住宅であること			
②一般建築物	100% (最大100万円)	<u>50%</u> (<u>上限額なし</u>)	<u>50%</u> (<u>上限額なし</u>)	助成金額算定の対象に できるのは、各助成対象 工事費の合計で950万 円までです
	建築物で、①長期修繕計画を作成している ②申請者が法人の場合は中小企業者である <u>建物の用途、規模の要件がなくなりました</u>			

※1 戸開走行保護装置が設置済みのものは、地震時等管制運転装置、耐震対策の申請が可能です。

※2 一般建築物としての要件(長期修繕計画を作成している、申請者が法人の場合は中小企業者である)を満たしている病院並びに高齢者及び障害者の施設は、①マンションの助成区分でも申請が可能です。



詳細な条件や手続きについては
港区ホームページをご覧ください
(助成条件に合致しない場合がございます)



港区ホームページのサイト内検索で「エレベーター助成」でも検索いただけます

問合せ先

港区街づくり支援部 建築課 建築設備担当 ☎03-3578-2301